

事業群評価調書(令和4年度実施)

基本戦略名	1-4 みんなで支えあう地域を創る	事業群主管所属・課(室)長名	福祉保健部 福祉保健課	安藝 雄一郎
施策名	1 誰もが安心して暮らし、社会参加できる地域共生社会の推進	事業群関係課(室)		
事業群名	② 高齢者や障害者等が安心して暮らすための環境整備及び支援①	令和3年度事業費(千円)	※下記「2. 令和3年度取組実績」の事業費(R3実績)の合計額	48,931

1. 計画等概要

(長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025 本文)			(取組項目)						
高齢者や障害者等が住み慣れた地域で安心して生活し、社会参加できるよう、バリアフリー、地域包括ケアシステム、見守り体制、福祉サービスの円滑な利用のための援助体制等の環境整備を図ります。また、虐待防止、差別の解消、成年後見制度の普及啓発など権利擁護を推進します。			i)福祉のまちづくり条例に基づくバリアフリー化施設整備の促進 ii)福祉のまちづくりをより一層実践するためのユニバーサルデザインの普及啓発 iii)長崎県再犯防止推進計画に基づく、安全安心な社会を実現するための再犯防止対策の推進						
事業群	指標	基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標(年度)	(進捗状況の分析)
	障害福祉サービス事業所で福祉的就労をしている障害者の平均工賃月額	目標値①	18,900円	19,600円	20,300円	20,300円	21,700円	21,700円 (R7年度)	
	実績値②	17,664円 (R元)	19,150円					進捗状況	
	達成率 ②/①		101%					順調	障害のある方が地域で自立した生活を送るためには、一定の収入を得る必要があり、一般就労への移行支援とともに、就労継続支援B型事業所など福祉的就労の場で障害者に支払われる工賃の水準を引き上げることが重要である。 平成28年度以降、平均工賃実績は確実に上昇しているが、依然として下記①から③の課題があるため、引き続き解決を図っていく必要がある。 ①事業所により、平均工賃月額に大きな差が生じており、特に平均工賃月額がロークラス～ミドルクラスの事業所について事業所製品等の品質や生産効率を向上させ、工賃月額の底上げを図る必要がある。 ②除草や清掃等の役務サービス並びに食品や手芸品等の商品について企業や消費者へのPRが不足している。 ③販売力の更なる向上や職域拡大に繋げるため、新たな商品の開発、販路の開拓及び民間との連携等が必要である。  このため、県では「長崎県工賃向上計画」を策定し、各種の事業に取り組んでいる。上記①については、平均工賃額がロークラス～ミドルクラスの事業所を対象に専門家による実地指導を実施し、その内容を県内の各事業所向けのセミナー等により共有した。②、③については、事業所の取組の周知と収入増を目的として、事業所商品の販売会の実施、他部局所管のオンラインショップへの出店等販路の拡大を図っている。また、他部局との連携により、国、県の助成制度を活用した新たな商品開発や職域拡大が可能となるよう、福祉関係団体や事業所に向けた情報発信に取り組んでいる。令和7年度の目標工賃額の達成に向けて、上記取組を継続するとともに、必要に応じ工賃向上計画及び事業内容の見直しを図っていく。

2. 令和3年度取組実績(令和4年度新規・補正事業は参考記載)

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	事業費(単位:千円)			事業概要  令和3年度事業の実施状況 (令和4年度新規・補正事業は事業内容)	指標(上段:活動指標、下段:成果指標)			令和3年度事業の成果等			
				R2実績	うち 一般財源	人件費 (参考)		主な指標	R2目標	R2実績		達成率		
				R3実績					R3目標	R3実績				
				R4計画	R4目標	R4実績								
事業実施の根拠法令等				事業実施の根拠法令等										
事業期間	法令による 事業実施の 義務付け	県の裁量 の余地が ない事業	他の評価 対象事業 (公共、研究等)	事業対象										
所管課(室)名														
取組項目 i	○	1	福祉のまちづくり条例施行事業費	1,539	1,539	3,914	長崎県福祉のまちづくりの推進のため、県と協定書を締結した身障者用駐車場を利用できる事業所等を公表するとともに、本当に必要な方のための駐車スペースを確保する必要があることから、身障者用駐車場利用証を交付した。 また、協力施設へのアンケート調査を実施し、不適正利用防止策の取組状況や運用上の課題等の把握を行った。	【活動指標】 身障者用駐車場利用証交付枚数(枚)	4,000	3,471	86%	●事業の成果 ・協力施設へのアンケートに併せた働きかけなどにより、協力施設数が増加した。 ・一方で、利用証交付枚数が未達成であり、さらなる制度の普及や適切な利用促進に努めたい。 (協力施設数:令和4年3月31日現在、累計813施設) ●事業群の目標達成への寄与 ・福祉のまちづくりの推進は、福祉的就労者の安定した生活のもと効率的な福祉的就労に寄与する。		
				1,283	1,283	3,926			3,759	3,584	95%			
				1,353	1,353	3,926			3,722					
			長崎県福祉のまちづくり条例			【成果指標】		3	1	33%				
H10-				3	83	2766%	身障者用駐車場協力施設増加数(施設)	28						
福祉保健課	—	—	—	身体障害者、高齢等により歩行が困難と認めるもの										
取組項目 ii	○	2	福祉サービスに関する苦情解決事業費	6,593	3,297	782	社会福祉法人、民間社会福祉施設等の福祉事業所等の段階で解決できない苦情やトラブルについて、県社会福祉協議会運営適正化委員会において、必要な助言・相談を行い、福祉サービスの適切な利用・提供を支援した。	【活動指標】 苦情解決合議体の開催数(回)	6	3	50%	●事業の成果 ・合議体の開催については、新型コロナウイルス感染症の影響により、6回のうち3回が中止となったものの、3回の合議体の中で、中止した回の内容についても協議を行った。 ・また、受け付けた全ての案件は解決しており、福祉サービスの適切な利用又は提供に繋がった。 (苦情相談受付件数) H28:80件 R元:34件 H29:59件 R2:40件 H30:50件 R3:65件 ●事業群の目標達成への寄与 ・相談への適切な助言対応が、福祉サービスのよりよい利用や提供、ひいては円滑な就労に繋がっているため、効果的な福祉的就労に寄与している。		
				6,593	3,297	785			6	3	50%			
				6,593	3,297	732			6					
			社会福祉法第83条			【成果指標】		100	100	100%				
		H12-				100		100	100%	苦情解決率(%)	100			
		福祉保健課	○	—	—	福祉サービス利用者・家族、福祉事業所・施設等								
3		福祉サービス第三者評価推進事業費	616	460	3,912	福祉サービス事業者及び利用者以外の第三者が事業者を評価し、福祉サービスの質の向上を図った。 併せて、評価調査者の質の向上のための継続研修及び新規評価調査者へ調査者としての姿勢や評価のあり方等についての養成研修を実施した。 また、受審した施設・事業所に対し効果等についてアンケートを行い、取組の参考にするとともに結果をHPで公表した。	【活動指標】 評価調査者研修会開催数(福祉サービス)(回)	2	2	100%	●事業の成果 ・研修会の1回はオンライン形式で開催し、目標は達成された。 ・受審した事業所数が減少した要因としては、新型コロナウイルス感染症の影響により、評価機関が事業所を訪問できないことなどが考えられる。 ・アンケート結果等を踏まえ、関係団体への効果的な周知等を行い、受審促進を図る。 (受審済件数) H28:14件 R元:22件 H29:21件 R2:29件 H30:22件 R3:9件			
			382	232	3,977			2	2	100%				
			659	491	3,977			2						
			社会福祉法 第78条					【成果指標】	28	29		103%		
		H18-					29	9	31%	評価を受審した事業所数(福祉サービス)(件)		29		
福祉保健課	○	—	—	福祉サービス利用者、福祉事業所・施設等										

取組項目 iii	○	4	再犯防止推進事業費	30,333	4,500	782	刑務所出所者等のうち、高齢者や障害などがある者について、出所後直ちに福祉サービス(介護サービス、障害者手帳の受給、年金受給等)を受けられるよう指導・援助を行うとともに、支援協力者の確保のため、福祉事業所等の巡回・訪問を行った。 また、刑事司法手続きの入口段階にある被疑者・被告人等で高齢者や障害がある者について、釈放後直ちに福祉サービス等を利用できるようにするため、受入施設の調整等を行った。	【活動指標】	100	100	100%	●事業の成果 ・高齢者や障害がある刑務所出所者等について、出所(釈放)後直ちに適切な福祉サービスを受けられるように支援するとともに、地域の支援協力者を確保することで、地域生活への円滑な移行及び自立生活の定着につながった。 ●事業群の目標達成への寄与 ・刑務所出所者等のうち、高齢者や障害などがある者に対する相談支援は、対象者の権利擁護に繋がるとともに、効率的な福祉的就労に寄与するものである。
				40,673	4,574	785		支援要請があった者に対して対応した割合(%)	100	100	100%	
				43,907	4,574	785		【成果指標】	0	1	0%	
				地域生活定着促進事業実施要領				支援者のうち、1年以内の再入所者数(人)	0	0	100%	
				H21-					0			
福祉保健課			—	—	—	刑務所出所者等のうち、高齢・障害等により福祉的支援が必要な者						

### 3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i	福祉のまちづくり条例に基づくバリアフリー化施設整備の促進	●実績の検証及び解決すべき課題 福祉のまちづくりを推進するため、県と協定書を締結した身障者用駐車場を利用できる事業所等を公表するとともに、真に必要な方のための駐車スペースを確保する必要があることから、県内共通のパーキング・パーミット(身障者用駐車場利用証)を交付している。 令和3年度は、利用証の交付枚数が伸び悩み目標を達成できなかったが、協力施設へアンケートを実施したことにより、協力施設数は増加した。また、一部で身障者用駐車場の不適正利用により、必要な人が利用できない状況も見られるため、県民の制度への理解を深める必要がある。	●課題解決に向けた方向性 適正利用の周知のため、引き続き広報活動を強化するとともに、県民に分かりやすい名称の変更やより利用しやすい制度への見直しを行う必要がある。 併せて、協力施設に対しても適正利用の働きかけを行っていく。
ii	福祉のまちづくりをより一層実践するためのユニバーサルデザインの普及啓発	●実績の検証及び解決すべき課題 福祉サービスに関する苦情解決は、県社会福祉協議会に設置した運営適正化委員会で実施しており、苦情、相談に対して適切な助言や指導、また、相談に応じた専門機関や関係機関への紹介等を行い、令和3年度は全ての苦情相談案件(65件)において解決することができた。引き続き、苦情、相談等に適切に対応し、解決に向けた助言等を行っていく。 令和3年度の福祉サービス第三者評価の受審数は9件で、前年度(29件)と比較して20件減少したが、要因としては新型コロナウイルス感染症の影響により、評価機関が事業所を訪問できないことなどが考えられる。福祉サービスによっては受審が任意のものもあるが、施設・事業所側も評価を受けることで課題の整理ができ、よりよいサービスの提供に繋がることから、受審することのメリットを広く周知する必要がある。	●課題解決に向けた方向性 福祉サービスに関する苦情解決については、福祉サービス利用者の権利擁護を目的としている。そのため、福祉サービス利用者や家族等が困り事等を抱え込むことなく相談できるよう、引き続き、ホームページやチラシの配布等、本事業の周知、啓発を行っていく。 福祉サービス第三者評価については、施設・事業所側がサービスの質の向上のため、自らの意思で受審することが重要である。そのため、受審した施設・事業所を可視化できるよう、県HPで公表している施設等一覧へ受審したことがわかる項目を追加するなどの工夫を検討する。
iii	長崎県再犯防止推進計画に基づく、安全安心な社会を実現するための再犯防止対策の推進	●実績の検証及び解決すべき課題 罪を犯した高齢者・障害者等の支援については、本人の特性を理解しながら、地域生活への移行を支援していく必要がある。適切な福祉サービスの提供や地域に支援者がいることで、地域生活への復帰・定着が図られ、再犯のリスクも低くなることから、地域生活定着支援センターだけでなく、就労、住宅、修学支援といった関係機関と日頃から協議会等を開催するなど、ネットワークの構築を図っていく必要がある。	●課題解決に向けた方向性 引き続き、高齢・障害被疑者等支援のため、弁護士会等刑事司法関係機関とのさらなる連携・協働を促進するとともに、司法と福祉の立場の違いから、支援に影響が出ることがないように、定期的な連絡会等を開催していく。また、福祉サービスや住宅の確保等について、市町の支援を円滑に受けられるよう、支援の好事例等を共有し、市町と一体となって再犯防止の推進を図っていく。

#### 4. 令和4年度見直し内容及び令和5年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名		令和4年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和4年度の新たな取組は「R4新規」等と、見直しが無い場合は「—」と記載	令和5年度事業の実施に向けた方向性		
			事業期間	所管課(室)名		事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目 i	○	1	福祉のまちづくり条例施行事業費	福祉保健課	パーキングパーミット制度の適正利用に向け、県民の認知と理解が進むよう制度名の変更及び愛称を決め、周知・広報の強化を図るとともに、協力施設との連携を促進する。 また、より多くの障害者等用駐車場を必要とする方に利用いただくため制度の対象者を拡大する。	②	身障者用駐車場利用証を持つことで、必要な時に身障者用駐車場が円滑に利用できるよう、協力施設に対して適切な運用への協力ををあらためて依頼するとともに、利用証を持たない方にも制度を理解してもらい、制度の適正利用につながるよう周知を行っていく。	改善
			H10-	福祉保健課				
取組項目 ii	○	2	福祉サービスに関する苦情解決事業費	福祉保健課	—	②	福祉事業所等の段階で解決できない苦情やトラブルなどについて、必要な助言、相談等を行い、福祉サービスの適切な利用・提供に寄与していることから、引き続き、苦情・相談の解決に向けた助言等を行っていく。	現状維持
			H12-	福祉保健課				
取組項目 ii	○	3	福祉サービス第三者評価推進事業費	福祉保健課	第三者評価事業を広く事業所等知ってもらうためにも、県HPで公表している施設等一覧へ第三者評価を受審した事業所や施設がわかる項目を追加するなどの工夫を行い、周知を図る。	②	第三者評価は、事業所等にとっては新たな視点の発見や課題が明らかとなり、改善のきっかけとなること、利用者にとっては、希望するサービスを提供する福祉事業所の状況を知ることができ、サービス選択の参考になるなど、双方にとってメリットとなる。 第三者が入ることに抵抗を感じる事業所等もあり、引き続き、事業種別ごとの会議等で事業説明を行い、実際に受審した事業所等の感想等を伝えていく。	改善
			H18-	福祉保健課				
取組項目 iii	○	4	再犯防止推進事業費	福祉保健課	—	②	対象者への適切な支援を行うためには、刑事司法関係機関との連携・協働が欠かせないことから、引き続き、協議会等を開催し、支援のためのネットワークの強化を図っていく。	現状維持
			H21-	福祉保健課				

注:「2. 令和3年度取組実績」に記載している事業のうち、令和3年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

#### 【事業構築の視点】

- ① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができていないか。
- ② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
- ③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
- ④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができていないか。
- ⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができていないか。
- ⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができていないか。
- ⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
- ⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案(制度改正要望)する必要はないか。
- ⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
- ⑩ その他の視点